

広島県告示第十二号

平成三十年広島県告示第十二号（広島県国民健康保険事業費納付金条例の規定により知事が定める一般納付金所得係数）の一部を次のように改正し、令和二年四月一日から施行する。

令和二年一月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

本文中「〇・九四四一四六〇一四四四五七」を「〇・九三八八七九六五五三七」に改める。